

L I A - 1 1 0

平成12年10月制定  
平成29年 8月改正

# 製品認証業務規程

( 適合性検査を除く )

一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

## 第1章 総 則

(適用範囲)

**第1条** 一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会（以下「本会」という。）の定款に定める事業のうち「液化石油ガス器具等の検査及び試験（第1号の業務を除く）」（以下「検査等」という。）の実施に関する要領は、本業務規程の定めるところによるものとする。

(基本方針)

**第2条** 本会は、検査等を実施するにあたり基本方針を以下に定める。

- 一 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）及び本業務規程で規定する事項を遵守し、技術的な能力を維持し、公平公正に業務を遂行する。
- 二 検査等の公正な業務を遂行するにあたり必要な手順を定め、特定の者を不当に差別的な取り扱いをすることなく、全ての申請者に対して公平に対処する。
- 三 申請者若しくはその関係者との取引関係その他の利害関係の影響を受けてはならない。
- 四 申請者が特定の協会等の会員であることを条件にしない。
- 五 検査等の対象となる製品の設計、製造等に直接関与しない。
- 六 検査等の公平性に疑義が生じるおそれのある助言等を行わない。
- 七 検査等の信頼性及び公平性を損なうような活動をしない。

(事業所の所在地等)

**第3条** 本会の事業所の区分、名称及び所在地は、次のとおりとする。

区 分	名 称	所 在 地
本 部	本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル
検査所	中央検査所	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号
支 所	大 阪 支 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル
	名 古 屋 支 所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館
	山 梨 支 所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル

(検査等の業務に係る体制及び職掌)

**第4条** 本会の検査等の業務に係る体制及び職掌を以下のとおりとする。

- 一 検査等の業務の総括的な管理責任者を事務局長とする。
- 二 検査所に検査所長をおき、検査所における業務の責任者を検査所長とする。
- 三 支所に支所長をおき、支所における業務の責任者を支所長とする。
- 四 本部は、検査等に係る制度、手数料等の管理を行う。
- 五 検査所及び支所は、その所管に係る検査等処理する。

(業務を行う時間及び休日)

**第5条** 本会の業務は土曜日、日曜日、祝祭日、創立記念日、12月29日から翌年1月3日まで及び本会が特に定めた日を除く日の9時から17時までこれを行うものとする。

- 2 検査所長又は支所長が特に必要と認めるときは、前項の規定する日若しくは時間以外の日又は時間にこれを行うことができる。

(業務を行う場所)

**第6条** 検査等の業務を行う場所は、第3条に規定する検査所及び支所とする。

- 2 検査所長又は支所長は、検査等の業務を行うにあたり適切と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、検査等を受けようとする場所に検定員を出張させ、検査等の業務を行わせることができる。

## 第2章 検査等の通則

(検査等の業務範囲)

**第7条** 検査等の業務範囲は液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料（以下「液化石油ガス器具等」という。）とし、検査等の対象とする液化石油ガス器具等は検査通則に定めるものとする。

(検査等の方法)

**第8条** 検査等の方法等は検査制度及び検査規程に定め、品目に応じた技術基準等は検査規程に定めるものとする。

- 2 検査規程で規定されていない事項について検査又は性能評価の必要が生じた場合、新たな検査規程又は技術基準を定めるなどにより検査又は性能評価を行うことができ

るものとする。

3 新たな種類の液化石油ガス器具等について検査又は性能評価の必要が生じた場合、当該液化石油ガス器具等に関する検査規程又は技術基準を定め、検査又は性能評価を行うことができるものとする。

4 検査規程は、第21条に規定する検査規程等検討委員会の審議を経た後、制定及び改正することができる。なお、理事長が業務を行う上で緊要と認めた場合には、検査規程及び技術基準を暫定として制定し運用することができるものとする。

(認証の判定)

**第9条** 認証の判定は、検査等を実施した者以外の者が行うものとする。

2 必要に応じて、第22条に規定する評価判定委員会を開催し審議することができるものとする。

3 適用する検査制度及び検査規程に定める全ての検査等に合格したものをもって検査に合格したものとする。

(検査等の結果の通知)

**第10条** 本会は、検査等の結果について、検査制度に基づき、申請者にその旨を通知する。

(証票等の交付)

**第11条** 本会は、検査制度及び検査規程に基づき、全ての検査に合格した製品に対して別表に定める認証マークを付した証票を交付する。

2 認証マークの印刷等に係る基準に適合していると認められる場合には、認証マークの印刷等による表示を認めることができるものとする。

(業務の委託)

**第12条** 本会は、次の各号を満たす他の検査機関又は研究所等に検査等に係る業務の一部を委託することができる。

- 一 検査等に係る業務の一部を委託するにあたり、十分な技術的能力を有すること
- 二 申請者及びその製品に関して、検査等の客観性又は公平性を損なうような関与がないこと
- 三 機密保持が確実にできるものであること

#### 四 申請者の了解が得られること

- 2 本会は、業務委託に関する全責任を負うものとする。

### 第3章 検査等の手続

(検査等の申請)

**第13条** 本会の検査等を受けようとする者は、検査制度及び検査規程に基づき、検査等の種類に応じた申請書、検査等に必要な製品及び部品、製品及び部品の図面、表示に関する書面、製品の製造及び品質管理に関する書類などを提出しなければならない。

- 2 本会は、申請書、製品、添付資料などを精査し、申請内容に問題がないこと及び手数料の収納をもって申請を受理するものとする。

- 3 検査等に用いる申請書、添付する製品、部品及び書面などについては、検査制度及び検査規程に定めるものとする。

### 第4章 検査等の設備

(設備等)

**第14条** 本会において実施する検査等に必要な機械器具等は別に定める機械器具明細表に定めるところによる。

(設備等管理)

**第15条** 前条に掲げる設備の管理は、別に定める検査設備管理規程に基づいて行い、常にその精度保持を図らなければならない。

### 第5章 検定員等

(検定員の配置)

**第16条** 本会は、検査等の事業を適正に行うため第17条に適合する検定員を確保し、検査所に5名以上及び各支所に1名以上を配置する。

(検定員の選任)

**第17条** 理事長は、次の各号に掲げる条件に適合する者のうちから、検定員を選任しな

ければならない。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学もしくは高等専門学校において理学又は工学に関する学科の課程を修めた者であって、液化石油ガス器具等の検査等の業務に必要な知識及び検査等に通算して 1 年以上の経験を有する者
- 二 学校教育法による高等学校において工業に関する学科の課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガス器具等の検査等の業務に必要な知識及び検査等に通算して 2 年以上の経験を有する者
- 三 前一号又は前二号に掲げる者と同等以上の能力を有していると理事長が認めた者

（検定員の解任）

**第 18 条** 理事長は、検定員が各号の一に該当するときは、これを解任するものとする。

- 一 休職、退職及び解雇になったとき
- 二 この業務規程に違反し、本会の信頼性を著しく毀損したとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めるとき

## 第 6 章 遵守事項

（遵守事項）

**第 19 条** 役員、検定員及び検定員以外の職員（以下「職員等」という。）は、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 職員等は、常に秩序を重んじ規律に従い公正な立場において業務に従事しなければならない。
- 二 職員等は、検査等に係る業務を実施するにあたり、特定の者を不当に差別的に取り扱ってはならない。
- 三 職員等は、検査等に係る業務を実施するにあたり、当該申請者若しくはその関係者と、検査等の公平性が損なわれるような形での関与をしてはならない。
- 四 職員等は、過去 2 年間に申請者の役員又は使用人であった場合、当該申請者の対象製品の検査等を行うことはできない。
- 五 職員等は、本会の名誉を傷つけるあるいは対外的信頼を損なうような言動を行ってはならない。
- 六 職員等は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。
- 七 申請者に関する機密情報を公開することを法律等で要求された場合には、法律等によって禁止されない限り、申請者に通知しなければならない。

- 2 本会は、認証された製品の設計、製造、据付、流通又は維持、及び製品に関するコンサルティング、マネジメントシステムのコンサルティング又は内部監査を申し出る又は提供することを行ってはならない。

## 第7章 委員会

(製品認証運営委員会)

**第20条** 本会は、検査等の業務の公正な実施のために、製品認証運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 運営委員会の構成は、特定の関係者を優先することなく、かつ、重要な関わりをもつ全ての関係者が参加できるようにし、委員は理事会において選任する。なお、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 運営委員会は、検査・試験に係る業務及び財政状況の監視、検査・試験業務の方針、手数料及びその他検査・試験に係る重要案件の審議を行う。
- 4 運営委員会は年1回以上開催し、議事の経過及びその結果を記録した議事録を作成する。
- 5 委員会の運営等の詳細は、別に定める規則によるものとする。

(検査規程等検討委員会)

**第21条** 本会は、検査等を適正に遂行するため、検査規程等検討委員会をおくことができる。

- 2 委員は、学識経験者、関連団体等を代表する者の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員会は、検査規程に係る技術的事項について審議する。
- 4 委員会の運営等の詳細は、別に定める規則によるものとする。

(評価判定委員会)

**第22条** 本会は、検査等を適正に遂行するため、評価判定委員会をおくことができる。

- 2 委員長は業務部長とし、委員は本会の組織に所属する要員であり、評価プロセス（評価結果のレビューは含まれない。）に関与しない者とする。

- 3 委員会は、業務部長の要請により開催する。
- 4 委員会は、検査等の判定に係る事項について審議する。
- 5 委員会の議事については、本部が作成し、保管する。
- 6 委員会の運営等の詳細は、別に定める規則によるものとする。

## 第8章 手数料

(手数料の算定)

**第23条** 手数料は、人件費、物件費、一般管理費等に基づき、社会的情勢及び財政的状况を考慮し算定する。

(手数料の制定及び改正)

**第24条** 手数料の制定及び改正は、運営委員会の審議及び理事会の承認を得なければならない。ただし、理事長が業務を行う上で緊要と認めた場合には、暫定手数料を制定し運用することができるものとする。

- 2 検査等に係る手数料は、製品認証手数料規程によるものとする。

(手数料の収納等)

**第25条** 手数料は、現金、持参人払い式の小切手、本会の取引銀行への払込み又は郵便普通為替により、検査等の申請書の受理の際に収納するものとする。

- 2 本会は、収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に規定する金額を返還するものとする。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 一 当該手数料を超過して収納した場合 | 当該超過金額 |
| 二 第28条第3項ただし書の場合   | 全額     |

## 第9章 帳簿

(帳簿の記載事項)

**第26条** 本会は、検査等を行ったときには、すみやかに、次の事項を帳簿に記載しなければならない。



- 一 検査等を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 検査等の申請を受けた年月日
- 三 検査等の申請に係る品目及び当該品目に係る型式の区分
- 四 検査等を行った品目の品名、構造、材質及び性能の概要
- 五 検査等を行った年月日
- 六 検査等を実施した検定員の氏名
- 七 検査等の概要及び結果
- 八 その他必要と認められた事項

(記録の保存)

**第 27 条** 前条に規定する帳簿は、品目ごと及び検査等の種類ごとに区分し、記載の属する事業年度末から 3 年間、検査等を実施した検査所又は支所において保存するものとする。

- 2 検査等の申請書は、当該申請に係る検査等が終了した日が属する事業年度末から 3 年間、検査等を実施した検査所又は支所において保存するものとする。

## 第 10 章 苦情等の処理

(異議申立て)

**第 28 条** 本会が行った検査等に係る業務及びその結果について異議ある者は、本会に対して異議申立てをすることができる。

- 2 検査等の結果について異議ある者は、別に定める「検査結果に関する異議申立書」による異議申立てにより再検査を受けることができる。
- 3 第 2 項に規定する異議申立てによる再検査の手数料は、第 23 条に規定する手数料と同額とする。ただし、本会がその責に任ずべき理由があるときは、この限りでない。

(苦情処理)

**第 29 条** 本会が行った検査等に係る業務及びその結果について苦情ある者は、本会に対して苦情申立てをすることができる。

- 2 本会に提起された苦情を文書にて受理した場合、別に定める苦情処理に係る規程に基づき、速やかに処理するものとする。

## 第11章 雑 則

(免責事項)

**第30条** 本会は、検定員が本業務規程にしたがって実施した検査等の際に検査等を受けた者に生じた損害については、検定員等に故意又は重大な過失がある場合のほかはその責を負わないものとする。

(文書化)

**第31条** 本会は、本業務規程の運用において必要な手順等について文書化し、別に定めるものとする。

(情報提供)

**第32条** 本会は、検査等の方法、実施体制及び申請等に係る必要事項並びに申請者に対する要求事項等について文書化し、申請者及びその関係者に提供するものとする。

(業務規程の改廃)

**第33条** 本業務規程の改廃は、運営委員会の審議及び理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 本業務規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 5 月 1 日改正）

- 1 平成 15 年 5 月 19 日 支所事務所移転のため 第 3 条 改正
- 2 平成 15 年 6 月 5 日 バルク用超音波液面計の検査開始のため 第 7 条及び第 9 条 改正

附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正）

- 1 平成 16 年 12 月 8 日 政令第 388 号に基づき 第 7 条 改正
- 2 申請書等様式の削除により 第 11 条、第 13 条及び第 27 条 改正
- 3 証票様式の記載方法を変更

附 則（平成 17 年 11 月 7 日改正）

- 1 平成 17 年 11 月 7 日 中央検査所住居表示変更のため 第 3 条 改正

附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）

- 1 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に読み替える。
- 2 表現の整合等により第 13 条を改正
- 3 製品認証運営委員会の設置に伴い第 20 条を追加、第 21 条、第 22 条及び第 33 条を改正

附 則（平成 25 年 6 月 5 日改正）

- 1 証票の印刷等を認めるため第 11 条を改正
- 2 (別表)証票に認証マークを印刷等する場合であって、No.1 又は 2 の認証マークの表示が困難な場合に使用することができる認証マークを追加


附 則（平成 29 年 4 月 20 日 改正）

- 1 検査品目の削除により第 7 条及び第 9 条を改正並びに(別表)証票の認証マーク適用品目を一部削除
- 2 評価判定委員会の委員構成の見直しのため第 22 条を改正

附 則（平成 29 年 8 月 1 日改正）

- 1 第 7 条から第 9 条及び第 13 条を全面見直し（内容を検査通則に追加）、並びに第 10 条を追加
- 2 検定員の資格要件の簡素化のため第 17 条を改正
- 3 遵守事項の見直しのため第 19 条を改正
- 4 表記の見直しのため第 24 条及び別表を改正

(別表) 認証マーク等

適用	マーク
認証マーク	
	
認証マークの印刷等に使用できる認証マーク	 <span style="display: inline-block; border-left: 1px dashed black; width: 10px; height: 100%; vertical-align: middle;"></span> 